

融資メニュー	資金の特徴		融資対象
	種目	略称	
小規模事業融資(小)	フリーランス(国の全国統一保証制度)	小口	この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が2,000万円以下の小規模を参照。 (1)又は(2)に該当すること (1)商工会議所・商工会の経営指導を直近1年以内に6か月以上複数回受けていること。 (2)経営革新計画に係る中小企業診断士の実施フォローアップを受けていること。
	小口支援特例	小口・支援	小口資金を調達したい方に
	クイックつなぎ(小口(国の全国統一保証制度))	小口つなぎ	小口資金を迅速に調達したい小規模企業の方に
一般事業融資(事業)	事業一般	事業一般	中小企業者又は組合
	受注対応特例	事業・受注	確定した受注(取引先から商品・サービス等の発注を受け、2年以内に売上金が入金されるための資金を必要とする中小企業者又は組合)
	クイックつなぎ(事業一般)	事業つなぎ	(1)及び(2)に該当する中小企業者又は組合 (1)東京都中小企業制度融資又は東京都内の区市町が実施している融資制度で保証協会 (2)上記の保証付融資の元金を、原則として1年以上にわたり約定どおり返済していること。
	小規模特別(事業一般)	小企	従業員数が30人以下(卸売業、「小売業」又は「ソフトウェア業・情報処理サービス業・サービス業」を主たる事業とする事業者については10人以下)の中小企業者
	補助金・助成金つなぎ	助成つなぎ	東京都産業労働局(商工部、観光部、雇用就業部)、公益財団法人東京都中小企業振興公社、センター、公益財団法人東京観光財団、公益財団法人東京しごと財団又は中小企業庁所管の行う中小企業者又は組合
	極度特設定	極度	(1)及び(2)に該当する中小企業者又は組合 (1)引き続き2年以上(売上発生から2年以上)にわたり、原則として同一事業を営むこと。 (2)ア又はイのいずれかに該当すること。 ア 法人の場合は、直近の決算において経常利益を計上し、債務超過でないもの。 イ 個人事業者の場合は、直近2期の所得税の確定申告において「課税される所得
	組合向け	組	組合の事業資金や組合員への転貸資金を調達したい方に
官公需適格特例	組・官公需	事業協同組合等 「官公需適格組合」としての証明を受けている組合	
創業融資(創業)	創業	創業	(1)から(3)のいずれかに該当するもの (1)事業を営んでいない個人で、東京都内で創業しようとする具体的計画を有するもの (2)創業した日から5年未満である中小企業者又は組合 (3)東京都内で分社化しようとする会社又は分社化により設立された日から5年未満
	創業支援特例	創業・支援	(1)又は(2)に該当するもの (1)産業競争力強化法に規定する認定特定創業支援等事業により支援を受け、区市町 (2)商工会議所・商工会、公益財団法人東京都中小企業振興公社又は保証協会より認め、その証明を受けていること。
販路開拓融資(販路)	海外展開支援	海外展開	独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構若しくは公益財団法人に関する支援又は自らの取組により、海外展開に関する事業計画を策定し実行する中小企業者
	ビジネスチャンス・ナビ	ナビ	【ビジネスチャンス・ナビA型(略称:ナビA)】 ビジネスチャンス・ナビ2020にユーザー登録している中小企業者又は組合 【ビジネスチャンス・ナビB型(略称:ナビB)】 ビジネスチャンス・ナビ2020にユーザー登録し、かつビジネスチャンス・ナビ2020中小企業者又は組合
設備融資(設備)	設備投資・企業立地促進	設備立地	【設備投資(略称:設備投資)】 事業の実施に必要な設備(機械・装置、工具・器具、備品等)の導入、増強、改良、補修等(特にICT・IoT・AI・ロボットを活用した設備の導入を含む)、又は建物の改修、建替等(耐震化、 【企業立地促進(略称:立地促進)】 引き続き1年以上(売上発生から1年以上)同一事業を営んでおり、東京都内において工場・企業者
	経営強化融資(強化)	経営強化	【強化支援(略称:強化支援)】(国の全国統一保証制度) 金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画は組合 【強化認定(略称:強化認定)】 中小企業等経営強化法の認定を受けている中小企業者又は組合
経営強化融資(強化)	強化認定革新特例	強化認定・革新	経営革新計画(中小企業等経営強化法)に係る中小企業診断士の実施フォローアップを受けていること。 (経営強化認定(略称:強化認定)の融資対象者のみ利用可能)
	チャレンジ融資(チャレンジ)	チャレンジ	(1)から(3)のいずれかに該当する中小企業者又は組合 (1)公的機関の認定、認証・登録等を受けて実施する事業を行うこと。 (2)東京都等の助成金の交付決定を受けた事業を行うこと。 (3)令和3年度において東京都が重点的支援を行う事業等を行うこと。

融資メニュー	融資限度額()内は組合	融資期間()内は据置期間		融資利率(年率) 固定:固定金利・変動:変動金利 [*]:責任共有制度対象外となる場合の金利	保証料補助	掲載ページ
		運転資金	設備資金			
企業者(2ページの「2定義 小規模企業者」)	2,000万円(同)	7年以内(1年以内) 融資期間1年以内の場合は更新可能	10年以内(1年以内)	[*]固定1.9%以内~2.5%以内又は変動	全事業者2分の1	25
であること。の保証付融資を利用していること。	300万円(同)	2年以内	-	固定1.9%以内又は変動	-	27
の保証付融資を利用していること。	2億8,000万円(4億8,000万円)	7年以内(6か月以内)	10年以内(6か月以内)	固定2.1%以内~2.7%以内又は変動 [*]固定1.9%以内~2.5%以内又は変動	-	28
の保証付融資を利用していること。	1億円(2億円)	2年以内(2年以内)	-	金融機関所定	-	28
の旅業・宿泊業・娯楽業・旅館業を除く	500万円(同)	2年以内	-	金融機関所定	-	29
の保証付融資を利用していること。	8,000万円	7年以内(6か月以内)	10年以内(6か月以内)	固定2.1%以内~2.7%以内又は変動 [*]固定1.9%以内~2.5%以内又は変動	-	30
の保証付融資を利用していること。	1億円(2億円) 補助金・助成金の交付決定額の3分の2以内	10年以内	ただし、補助金・助成金の交付決定から助成対象期間終了日の属する月の6か月後の月末までの期間とする。	固定1.7%以内~2.2%以内又は変動 [*]固定1.5%以内~2.0%以内又は変動	-	31
の保証付融資を利用していること。	1億円(2億円)	2年以内	-	金融機関所定	-	32
金額のあるもの。	(2億円) (転貸1組合員3,500万円)	7年以内(6か月以内)	10年以内(6か月以内)	固定2.1%以内~2.7%以内又は変動 [*]固定1.9%以内~2.5%以内又は変動	-	33
の会社	3,500万円(同) 創業融資対象(1)は自己資金に2,000万円を加えた額の範囲内	7年以内(1年以内)	10年以内(1年以内)	固定1.9%以内~2.5%以内又は変動 [*]固定1.5%以内~2.0%以内又は変動	全事業者2分の1	34
村長の証明を受けていること。定特定創業支援等事業に準ずる支援を受け	2億8,000万円	10年以内(2年以内)	10年以内(1年以内)	固定1.7%以内~2.2%以内又は変動 [*]固定1.5%以内~2.0%以内又は変動	全事業者2分の1	35
に掲載された入札・調達案件を受注した中	2,000万円(同)	10年以内(1年以内)	10年以内(1年以内)	固定1.7%以内~2.2%以内又は変動 [*]固定1.5%以内~2.0%以内又は変動	-	36
に掲載された入札・調達案件を受注した中	2億8,000万円(4億8,000万円)	5年以内 ただし工事代金等が入金されるまでの期間	-	固定1.7%以内~1.8%以内又は変動 [*]固定1.5%以内~1.6%以内又は変動	全事業者3分の2	38
レワーク又はDX推進に資する設備並びにバリアフリー化を含む。)を行う中小企業者	2億8,000万円	15年以内(2年以内)	-	固定1.7%以内~2.4%以内又は変動 [*]固定1.5%以内~2.2%以内又は変動	全事業者2分の1	39
事務所・店舗の新増設、移転等を行う中小	2億8,000万円(4億8,000万円)	5年又は10年以内(1年以内)	7年又は10年以内(1年以内)	固定1.7%以内~2.2%以内又は変動 [*]固定1.5%以内~2.0%以内又は変動	全事業者2分の1	40
の発行及び進捗の報告を行う中小企業者又	1億円(2億円)	10年以内(2年以内)	-	固定1.7%以内~2.2%以内又は変動 [*]固定1.5%以内~2.0%以内又は変動	全事業者2分の1	41
けたことについて確認申請書により確認を	1億円(2億円)	10年以内(2年以内)	-	上記より0.2%優遇	-	42
の保証付融資を利用していること。	1億円(2億円)	10年以内(2年以内)	-	固定1.7%以内~2.2%以内又は変動 [*]固定1.5%以内~2.0%以内又は変動	-	43

融資メニュー	資金の特徴		融資対象
	種目	略称	
事業承継融資 (承継)	事業承継	承継	【事業承継一般（略称：承継一般）】 (1) から (4) のいずれかに該当する中小企業者並びに (1) 若しくは (2) のいずれ (1) 事業承継を10年以内に行う計画を策定し、計画の実行に取り組むこと。 (2) 事業承継をした日から5年未満であって、事業計画を策定し、承継後の経営の安 (3) 事業承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じているとして、経営承継円滑化法 (4) 事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の事業承継に伴い、経営承継 たこと。
			【事業承継経営者保証不要型（略称：承継保証）】(国の全国統一保証制度) (1) 又は (2) に該当し、かつ (3) に該当する中小企業者又は組合 (1) 保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有しているこ (2) 令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施しており、事業 (3) アからエまで全てを満たすこと。 ア 資産超過であること、イ EBITDA 有利負債倍率が10倍以内であること、ウ エ 返済遅延している借入金が無いこと。
	事業承継 支援特例	承継・支援	【事業承継個人融資型（略称：承継個人）】 (1) 又は (2) のいずれかに該当するもの (1) 事業承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じているとして、経営承継円滑化法 ある中小企業者の代表者個人であって、「中小企業者の会社要件」及び「代表者個 (2) 事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の事業承継に伴い、経営承継 た事業を営んでいない個人であって、「他の中小企業者の要件」及び「個人要件」
			【事業承継支援特例（略称：承継・支援）】 (1) 又は (2) に該当するもの（ただし、事業承継個人型 (2) は本特例の適用範囲外) (1) 地域持続化支援事業による東京商工会議所、東京都商工会連合会又は町田商工会 その証明を受けていること。 (2) 公益財団法人東京都中小企業振興公社における事業承継・再生支援事業による支 けていること。
M&A つなぎ	承継 M&A	M&A による事業承継に取り組む方に (3年間の満期一括返済が可能)	M&A により事業承継に取り組む中小企業者（ただし、売却側で廃業を前提としている場 合は含まない）
経営安定融資 (経営)	経営セーフ	経営セーフ	売上上の減少、取引先の倒産、災害等 に対応
	経営一般	経営一般	売上上の減少、取引先の倒産、災害等 に対応
	経営改善	経営改善	経営支援機関等による支援を受け、 改善・再生計画を策定した方に
借換融資 (借換)	特別借換	特別借換	月々の返済負担を軽減したい方に、
再生支援融資 (再生)	企業再生	企業再生	【再生法的整理（略称：再生法的整理）】 民事再生手続又は会社更生手続を申し立て、再生計画又は更生計画認可後3年が経過して 小企業者又は組合
			【再生私的整理（略称：再生私的整理）】 中小企業再生支援協議会などの公的機関の支援を受け、事業再生に取り組む中小企業者又 は組合
危機対応融資 (危機)	危機対応	危機	大規模な経済危機、災害等により著 しい被害を受けた方に

融資メニュー	融資限度額 () 内は組合	融資期間 () 内は据置期間		融資利率(年率) 固定：固定金利、変動：変動金利 [*]：責任共有制度対象外となる場合の金利	保証料補助	掲載 ページ
		運転資金	設備資金			
かに該当する組合 定化等に取り組むこと。 に係る都道府県知事の認定を受けたこと。 円滑化法に係る都道府県知事の認定を受け と。 承継日から3年を経過していないこと。 法人・個人の分離がなされていること、	2億8,000万円 (4億8,000万円)	10年以内 (2年以内)		固定1.7%以内～2.2%以内 [*] 固定1.5%以内～2.0%以内	全事業者 2分の1	45
		10年以内 (1年以内)		固定1.7%以内～2.2%以内	全事業者 2分の1 又は 0.2%相当分	46
に係る都道府県知事の認定を受けた会社で 人要件)を満たすこと。 円滑化法に係る都道府県知事の認定を受け を満たすこと。	2億8,000万円	15年以内 (2年以内)		固定1.7%以内～2.4%以内 [*] 固定1.5%以内～2.2%以内	全事業者 2分の1	47
講所からの支援を1年以内に複数回受け、 援を1年以内に複数回受け、その証明を受け ていること。	2億8,000万円 (4億8,000万円)		事業承継の各融資対象と同様	上記より0.2%優遇	事業承継の 各融資対象と同様	49
合は含まない)	2,500万円	3年以内		固定1.7%以内 [*] 固定1.5%以内	全事業者 2分の1	50
「2定義 セーフティネット保証」を参照)	2億8,000万円 (4億8,000万円)			固定1.7%以内 [*] 固定1.5%以内	小規模企業者 2分の1	51
して、5%以上減少していること。 以前の直近前期と比較して、5%以上減少 転嫁できていないこと。	1億円 (2億円)	10年以内 (2年以内)		固定1.7%以内～2.2%以内 [*] 固定1.5%以内～2.0%以内	小規模企業者 2分の1 ただし、融資対象(B) は、全事業者2分の1	53
京都よろず支援拠点の経営支援を受け、自 ら改善計画を策定し、その証明を受けた中小企業者又は組合	2億8,000万円 (4億8,000万円)			固定1.7%以内～2.4%以内 [*] 固定1.5%以内～2.2%以内	全事業者に対し、事 業者負担が0.2%に なるよう国が補助	56
おらず、かつその計画を完済していない中 は組合	2億円 (同)	10年以内 (1年以内)		金融機関所定	小規模企業者 2分の1	58
						59
	2億8,000万円 (4億8,000万円)	10年以内 (2年以内)		[*] 固定1.5%以内～2.0%以内	全事業者 2分の1	60